
第3次東広島市男女共同参画推進計画 (前期実施計画)

きらきらプラン

概 要 版



令和2(2020)年3月

東広島市

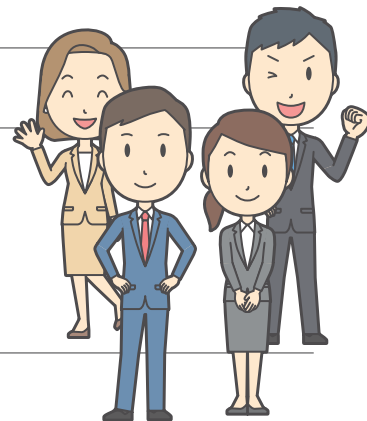
はじめに

本市では、性別に関わりなく、互いに人権を尊重し、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できていないなどの現状があるため、これまでの取組の課題や成果、国・県の動向や社会状況の変化などを勘案し、「第3次東広島市男女共同参画推進計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「DV防止」「女性活躍推進法」に基づく市町村計画であり、「第五次東広島市総合計画」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。



計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間の計画です。

実施計画期間は前半5年を前期、後半5年を後期とし、前期である令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の成果や課題を踏まえ、後期の実施計画策定へつなげます。

計画の基本理念とキャッチフレーズ

基本理念

男女の人権の尊重

一人ひとりを個人として尊重し、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会を確保すること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択することができるように、社会における制度又は慣行が、男女共同参画社会の阻害要因とならないように配慮すること。

政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策等の立案及び決定に、共に参画する機会を確保すること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援のもとに、その一員としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動との両立を図ることができるようにすること。

国際的協調

男女共同参画社会の促進は、国際社会における取組とつながりがあることから、本市の多様性を生かしつつ国際交流と協力を推進し、国際的な理解を深めること。

キャッチフレーズ

あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島
(計画の愛称/きらきらプラン)

計画の体系

基本目標	キーワード	基本施策	施策の方向
Ⅰ 人づくり	理解する	(1) 人権尊重を踏まえた男女共同参画の意識づくり	① 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
	学ぶ	(2) 学びの場における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進
Ⅱ 環境づくり	共に働く	(1) 働く場における女性の活躍推進	① 男女平等の雇用機会確保と就労支援 ② 女性の人材育成と能力開発
	仕事と生活を両立する	(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	① ワーク・ライフ・バランスの理解促進 ② 男性の家事・育児への参画促進 ③ 仕事と子育て・介護の両立支援
	共に地域で参画する	(3) 地域社会活動における男女共同参画の推進	① 政策・方針決定過程における女性活躍の推進 ② あらゆる分野における男女共同参画の推進
Ⅲ 安心づくり	健やかに生きる	(1) 生涯を通じた男女の健康づくり	① 生涯にわたる健康づくりへの支援 ② 妊娠・出産等に関する支援
	暴力をなくす	(2) DV等あらゆる暴力の根絶	① 男女間のあらゆる暴力に関する相談等支援 ② 各種ハラスメント防止対策の推進
	支え合う	(3) 共に支え合うまちづくり	① 困難を抱える人への支援 ② 国際交流の促進と多文化共生意識の醸成 ③ 防災における男女共同参画の推進

はじめに

基本目標Ⅰ：人づくり

基本目標Ⅱ：環境づくり

基本目標Ⅲ：安心づくり

基本目標Ⅰ：人づくり

あらゆる分野において、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮し、参画することができるよう、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための意識啓発を図ります。

施策の方向

基本施策(1) 人権尊重を踏まえた男女共同参画の意識づくり

①男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

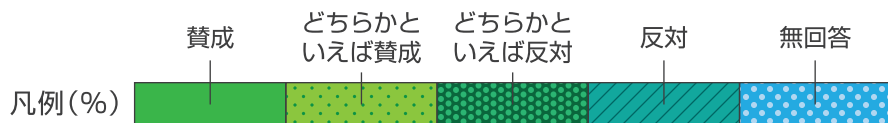
基本施策(2) 学びの場における男女共同参画の推進

①男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進

施策目標の指標

施策目標の指標	現状	目標
	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
①「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に反対する人の割合	60.3%	80%以上
②男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数	584人	1,000人以上
③男女共同参画等に関する出前講座等の参加人数	109人	150人以上

家庭生活と男女の役割について



固定的性別役割分担について、否定している人が多いものの、肯定している人も少なくありません。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

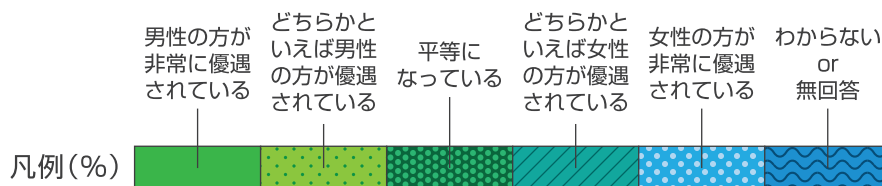


5年後にはこの考え方に反対する人が80%以上となることを目標としています

資料／東広島市男女共同参画に関する市民意識調査(平成30(2018)年度)

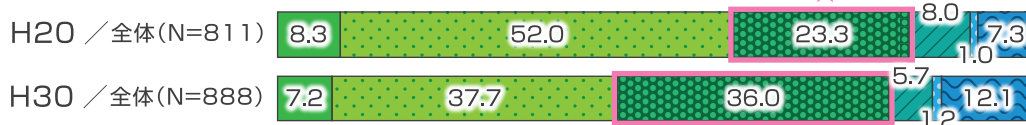


男女の平等意識(10年前との比較)

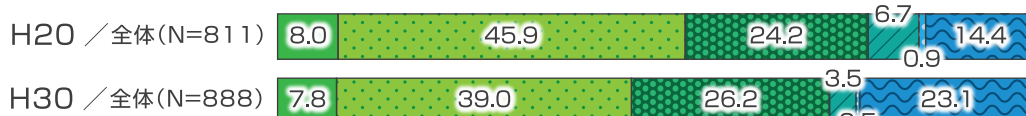


平成20(2008)年と比べ、「家庭生活」においては、「平等になっている」と感じる人の割合が増加★したものの、「社会全体」などにおいては、依然として約7割の人が「男性の方が優遇されている」★と感じています。

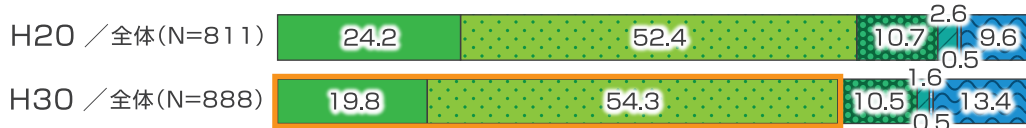
家庭生活



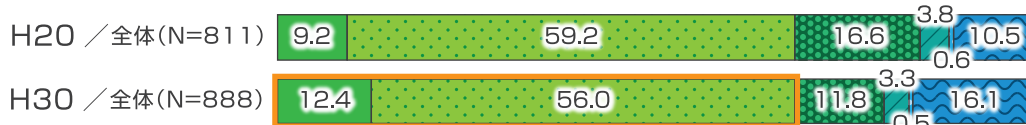
地域社会の場



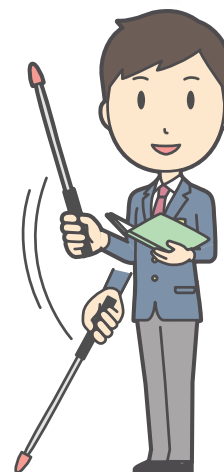
社会通念・慣習・しきたりなど



社会全体



資料／東広島市男女共同参画に関する市民意識調査(平成20(2008)年度・平成30(2018)年度)



はじめに

基本目標Ⅰ：人づくり

基本目標Ⅱ：環境づくり

基本目標Ⅲ：安心づくり

エスポワール (東広島市男女共同参画推進室)

男女共同参画社会づくりを推進していくために設置した施設です。

場 所 西条西本町28-6 サンスクエア東広島2階

開館日時 火曜日から土曜日(年末年始を除く。その他、臨時休館があります。)10時～16時45分

次のような男女共同参画に関する取組を行っています。

詳細はエスポワールまでお気軽にお問合せください。

①男女共同参画に関する情報提供(図書貸出し、メールマガジン発行 等)

②団体やグループの活動支援(会議場所提供 等)

③講座の開催(おしゃべりカフェ 等)

④働く女性の相談室(開催日時等、詳細はお問合せください。)

問い合わせ先／ **082-424-3833** (電話・ファックス兼)

基本目標Ⅱ：環境づくり

性別にかかわらず、誰もが活躍できる社会を実現するために、仕事や政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、子育てや介護の支援体制を整備し、仕事と生活の両立を支援します。

施策の方向

基本施策(1) 働く場における女性の活躍推進

- ①男女平等の雇用機会確保と就労支援
- ②女性の人材育成と能力開発

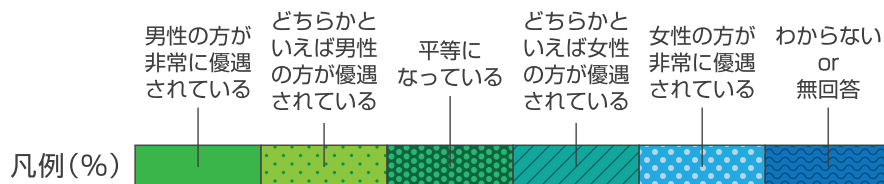
基本施策(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- ②男性の家事・育児への参画促進
- ③仕事と子育て・介護の両立支援

施策目標の指標

施策目標の指標	現状	目標
	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
①「職場」において男女の地位が平等だと思う人の割合	29.8%	50%以上
②働く人の「生活の中で仕事に費やす時間と労力が占める割合」	61.5% (常勤職男女の平均)	50%以下 (常勤職男女の平均)
③仕事と家庭の両立支援登録企業数(広島県事業)	99社	130社以上
④ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の割合	31.5%	55%以上

男女の平等意識(10年前との比較)



職場(仕事の場)

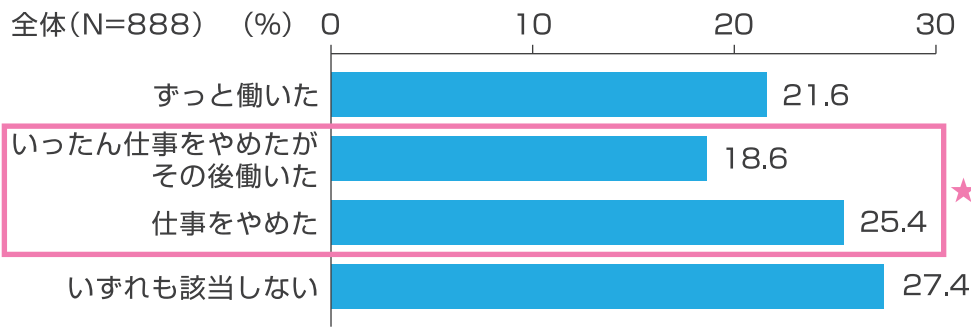


平成20(2008)年と比べ「職場(仕事の場)」において、男性が優遇されていると感じる人の割合が減っています。



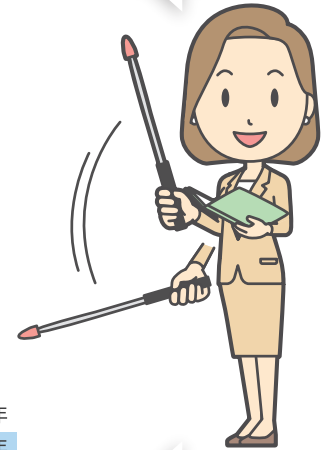
資料／東広島市男女共同参画に関する市民意識調査(平成20(2008)年度・平成30(2018)年度)

ライフステージの節目の働き方



資料／東広島市男女共同参画に関する市民意識調査(平成30(2018)年度)

結婚や出産等、ライフステージの節目に「仕事をやめた」または「いったん仕事をやめた」人は、4割を超えています。



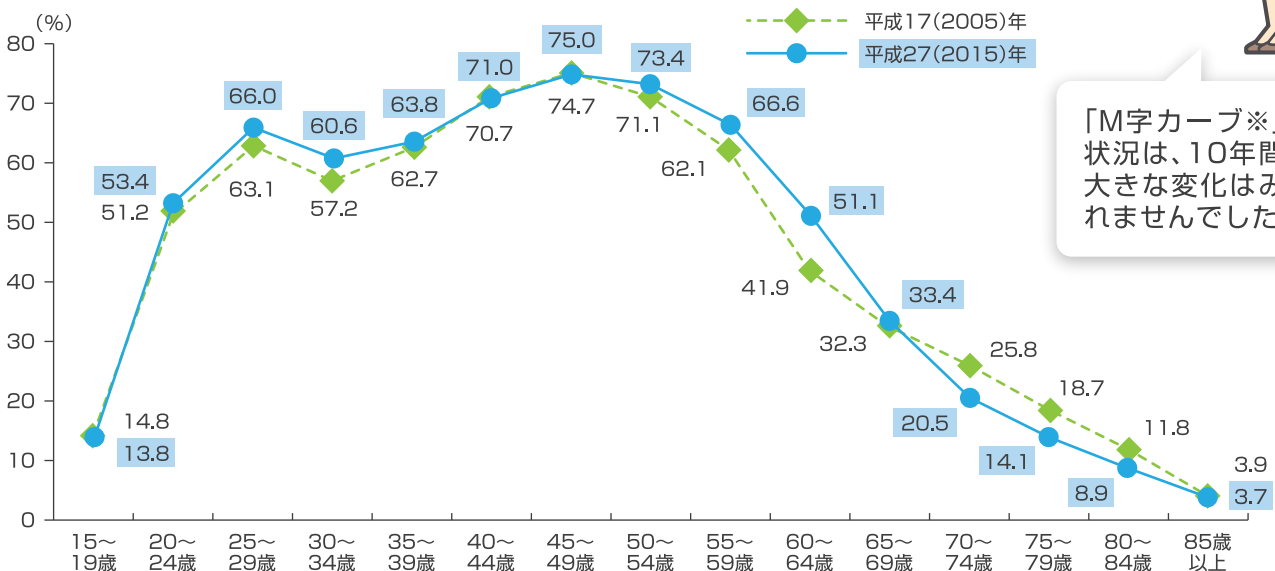
はじめに

基本目標Ⅰ：人づくり

基本目標Ⅱ：環境づくり

基本目標Ⅲ：安心づくり

女性の就業率(東広島市・経年比較)

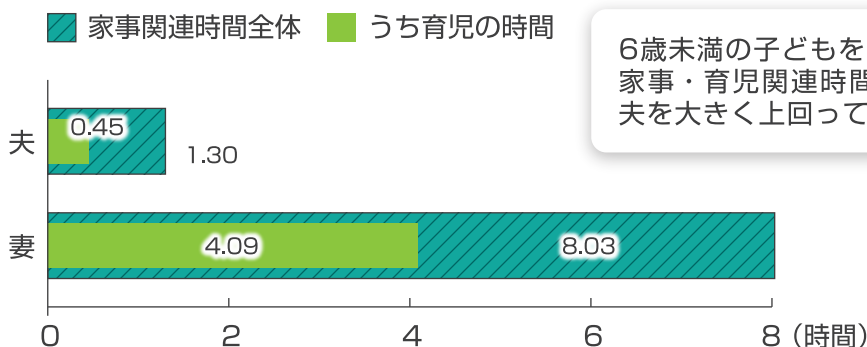


「M字カーブ※」の状況は、10年間で大きな変化はみられませんでした。

資料：国勢調査(平成17(2005)年・平成27(2015)年)

※【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するアルファベットのMのような形になること。

広島県の6歳未満の子どもを持つ夫婦の1日当たり家事・育児関連時間



6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間では、妻が夫を大きく上回っています。



資料：社会生活基本調査(平成28(2016)年)

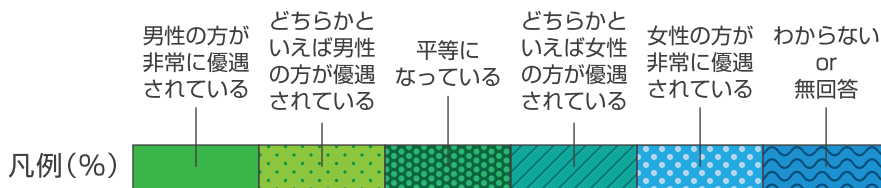
基本施策(3) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ①政策・方針決定過程における女性活躍の推進
- ②あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策目標の指標

施策目標の指標	現状	目標
	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
⑤「地域社会」において男女の地位が平等だと思う人の割合	26.2%	35%以上
⑥市の審議会等に占める女性委員の割合	31.3%	35%以上
⑦女性委員のいない審議会等	7	0
⑧市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	23.5%	30%以上

男女の平等意識(10年前との比較)



審議会等における女性委員の割合は、第2次計画で目標としていた30%*を平成30(2018)年に初めて超えました。

政治の場



資料／東広島市男女共同参画に関する市民意識調査(平成20(2008)年度・平成30(2018)年度)

市審議会等女性委員及び市職員女性管理職(課長相当職以上)の割合

	審議会等委員数			職員管理職		
	委員総数(人)	女性委員(人)	女性委員割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性管理職割合(%)
東広島市	750	235	★ 31.3	179	42	23.5
広島県市町平均	—	—	26.5	—	—	15.3
全国市区町村平均	—	—	26.8	—	—	15.3

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成(平成31(2019)年4月1日現在)

暴力は決して許されません

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力のこと。

身体的暴力 殴る、蹴る、物を投げつけるなど

精神的暴力 大声で怒鳴る、無視する、交友関係を制限するなど

性的暴力 性的行為を強要する、避妊に協力しないなど

経済的暴力 生活費を渡さない、外で働くことを妨げるなど

相談窓口 (令和2(2020)年3月時点)

県西部こども家庭センター
☎082-254-0391

月曜から金曜日(祝日・年末年始を除く)
10:15～17:00

県休日・夜間電話相談
☎082-254-0399

月曜から金曜日17:00～20:00
土曜、日曜、祝日(年末年始を除く)10:00～17:00

東広島市こども家庭課
☎082-420-0407

月曜から金曜日(祝日・年末年始を除く)
8:30～17:15

男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)です。



ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。



基本目標Ⅲ：安心づくり

女性に対する暴力等の被害者への支援をはじめ、困難を抱える人への相談や自立支援を行い、安心して暮らすことができる環境を整えます。

基本施策(1) 生涯を通じた男女の健康づくり

- ①生涯にわたる健康づくりへの支援
- ②妊娠・出産等に関する支援

基本施策(2) DV等あらゆる暴力の根絶

- ①男女間のあらゆる暴力に関する相談等支援(DV対策基本計画)
- ②各種ハラスメント防止対策の推進

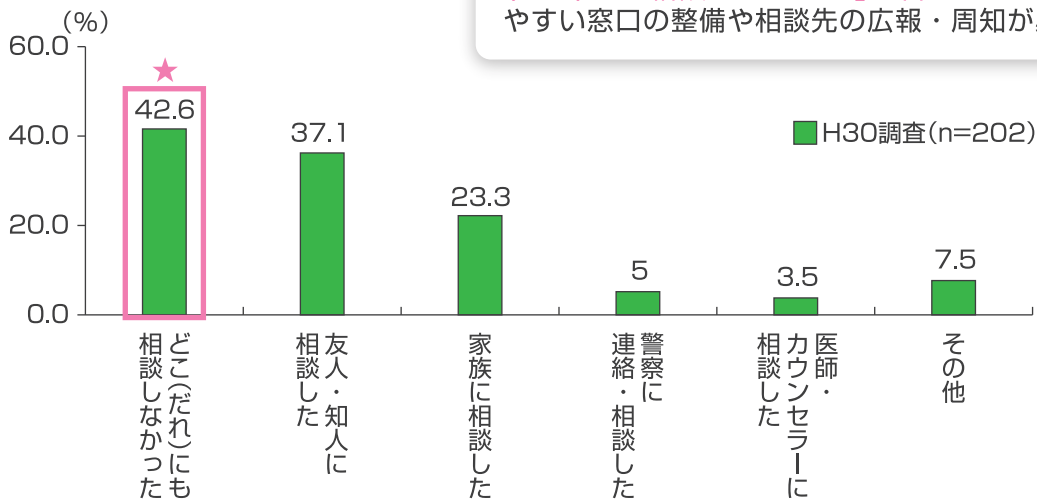
基本施策(3) 共に支え合うまちづくり

- ①困難を抱える人への支援
- ②国際交流の促進と多文化共生意識の醸成
- ③防災における男女共同参画の推進

施策目標の指標

施策目標の指標	現状	目標
	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
①健康診断やがん検診を定期的に毎年受けている人の割合	61.6%	70%以上
②子宮頸がん検診の受診率	18.9%	50%
③乳がん検診の受診率	17.3%	50%
④初妊婦の妊娠・出産包括支援事業の利用割合	50.5%	85%
⑤配偶者や恋人の間で「平手でうつ」「なぐるふりをしておどす」行為は暴力だと認識する人の割合	平手でうつ 77.6% なぐるふりをしておどす 71.5%	平手でうつ 90%以上 なぐるふりをしておどす 80%以上
⑥配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない人の割合	20.3%	10%以下
⑦多文化共生事業参加者数	3,027人	3,600人
⑧地域防災リーダーに占める女性の割合	—	30%

DV経験者の相談状況



暴力を受けたことのある人のうち、約4割は「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えており^{*}、相談しやすい窓口の整備や相談先の広報・周知が必要です。



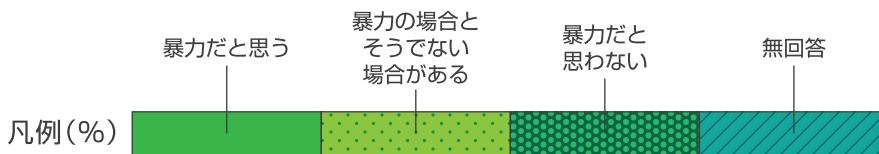
注1：「自分が被害を受けたことがある、自分のまわりに被害を受けた人がいる」人を母数として集計している。

注2：「無回答」は表記から省略している。

注3：「その他」は次の機関等に相談した人の割合の合計。民間の機関(弁護士会など)、市役所など公的な相談窓口、相談電話、人権擁護委員、広島県西部こども家庭センター、民生委員・児童委員。

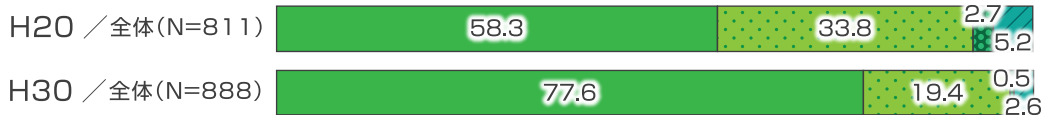
資料／東広島市男女共同参画に関する市民意識調査(平成30(2018)年度)

DVの認識



全ての項目において平成20(2008)年に比べ暴力に対する認識は高くなっています。

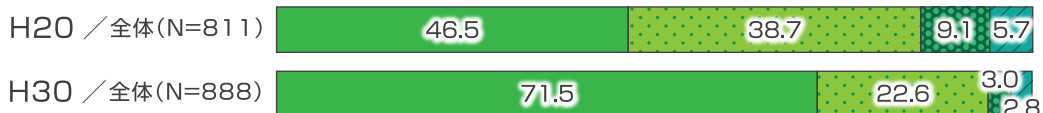
平手でうつ



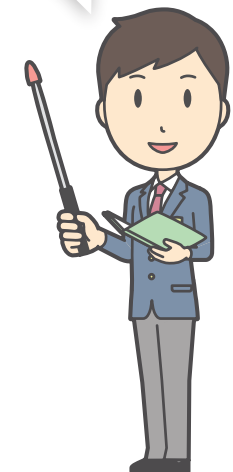
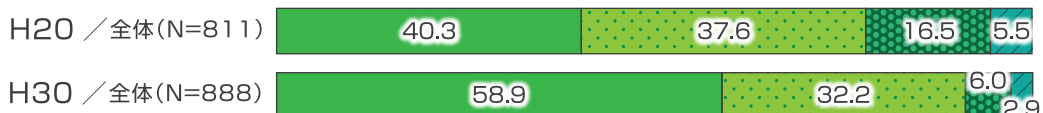
足で蹴る



殴るふりをして、おどす



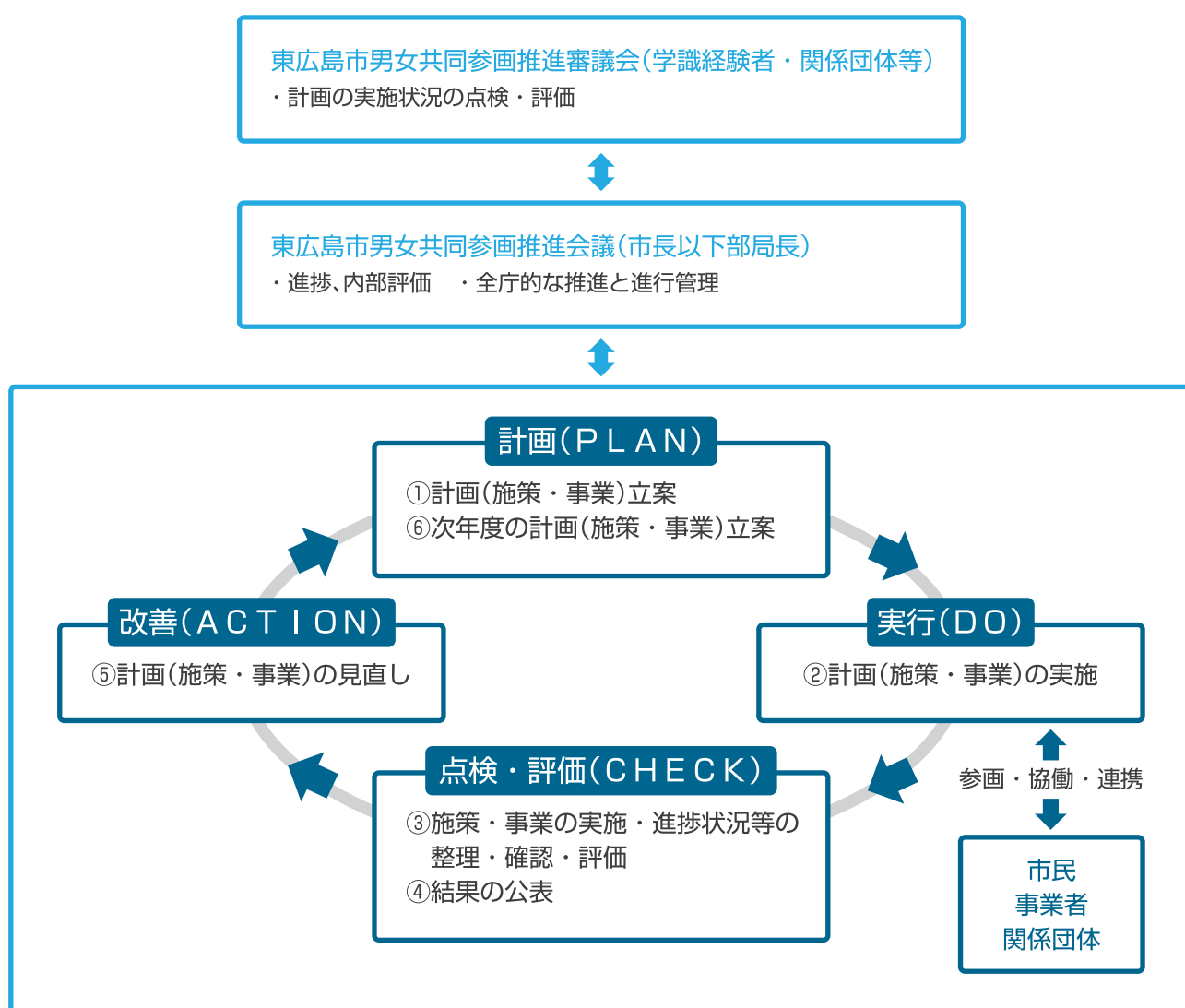
何を言っても長時間無視し続ける



資料／東広島市男女共同参画に関する市民意識調査(平成20(2008)年度・平成30(2018)年度)

計画の推進

庁内	施策の総合的かつ効果的な推進と進行管理を行います。
男女共同参画推進審議会	本計画の実施状況の点検及び評価、意見等を求め、施策に反映します。
参画と協働による推進	広く市民に本計画の内容を周知し、意識の醸成に努め、協働することにより全市的な活動の展開を目指します。
計画の進行管理	下図PDCAサイクルに基づく進行管理により改善を図ります。



第3次東広島市男女共同参画推進計画

きらきらプラン 概要版